

平成 30 年第 3 回いちき串木野市議会定例会にて可決 (9 月 26 日)

農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書

米価が生産費を大きく下回る水準に下落し、多くの稲作農家がこれでは米を作り続けられない状況にあります。

平成 26 年産の米で平均一俵 60 kg あたり生産費は 1 万 5,416 円で、同年産の米価の平均は 1 万 1,967 円、平成 27 年産米価でも 1 万 3,174 円となっています。これでは、米を作れば作るほど赤字になり、米作りをやめるしかありません。

平成 25 年度までは、農業者戸別所得補償制度によって、10 アールあたり 1 万 5,000 円が交付され、生産を下支えしていましたが、平成 26 年度からは 10 アールあたりの交付金は 7,500 円に半減しました。稲作農家の離農が加速し、地域がいつそう疲弊し、コメ農家からの制度存続を求める声があるにも関わらず、平成 30 年度からはこの制度が廃止となりました。

日本国民が安心して国内産のお米を食べ続けるためには、水田が果たしている多面的機能で環境や国土を守り、地域経済を維持発展させることが重要で、農家所得の安定と経営を下支えする政策としての農業者戸別所得補償制度の復活が必要であります。

よって、政府及び関係機関において、農業者戸別所得補償制度の復活を実現されるよう強く求めます。